

伊丹市防災協力農地登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合において、復旧活動のために活用できる市内の農地をあらかじめ登録することにより、復旧活動の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、伊丹市地域防災計画に基づき伊丹市災害対策本部が設置されたものをいう。
- (2) 防災協力農地 災害が発生したときに、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場又は復旧活動多目的用地として使用する農地をいう。
- (3) 仮設住宅建設用地 応急仮設住宅を建設する用地をいう。
- (4) 復旧用資材置場 応急仮設住宅建設用資材その他の災害復旧工事に必要と認められる資材及びこれらに準ずるものを仮置きする場所をいう。
- (5) 復旧活動多目的用地 復旧活動のための車両の駐車、仮設トイレ等の設置、災害ボランティアの受入れその他の被災者支援を目的とした活動に使用する場所をいう。

(登録対象農地)

第3条 登録対象農地は、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する農地であること。

- ア 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- イ アに掲げる農地以外のおおむね300平方メートル以上の一団の農地
- ウ 既に本要綱において登録されている防災協力農地に接する農地

- (2) 小作権等の権利が設定されている場合にあっては、当該権利を有する者の同意を得ていること。

(登録の申請)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、伊丹市防災協

力農地登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、登録を受けようとする農地について、次に掲げる防災協力農地の用途のうち、いずれかの用途を指定して記入しなければならない。

- (1) 仮設住宅建設用地
- (2) 復旧用資材置場
- (3) 復旧活動多目的用地

（登録等）

第5条 市長は、前条第1項の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る農地を防災協力農地として登録することが適当と認める場合は、当該農地を伊丹市防災協力農地登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に記載するとともに、当該申請をした者に対して伊丹市防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録期間）

第6条 防災協力農地の登録期間は、登録証を交付した日から2年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

（登録の取消）

第7条 登録者が、登録期間中において防災協力農地の登録を取り消そうとするときは、伊丹市防災協力農地登録取消届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録簿に記載された農地（以下「登録農地」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録農地の登録を消除するものとする。

- (1) 防災協力農地の所有者が変更したとき（所有者が死亡し、所有権の移転登記がなされていない場合を含む。）。
- (2) 第3条各号に該当しないこととなったとき。

（登録防災協力農地の使用）

第8条 市長は、災害が発生した場合において、登録農地を使用しようとするときは、当該登録農地に係る登録者に対して使用条件を示して依頼し、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による依頼は、伊丹市防災協力農地使用依頼書（様式第5号）により行うものとする。

3 第1項の規定による承諾は、伊丹市防災協力農地使用承諾書（様式第6号）により行うものとする。

（補償等）

第9条 前条第1項の規定による承諾を得て、登録農地を使用した場合の土地使用料の支払い及び補償については、別表のとおりとする。

2 前項の土地使用料の支払い及び補償は予算の範囲内で行うものとする。

（原状回復）

第10条 市長は、登録農地の使用を終了したときは、速やかにこれを原状に回復し、登録者に返還するものとする。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

別表 登録防災協力農地を使用した場合の補償等（第9条関係）

土地使用料	次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 固定資産税及び都市計画税相当額 当該土地の固定資産税及び都市計画税の額を使用月数に応じて計算した額に相当する額 (2) 使用料 前号に定める額
補償	当該土地における農業収入の見込額又は立毛の粗収入見込額

備考

1. 生産緑地における当該農地の土地使用料等の計算については、生産緑地から指定除外した場合の税相当額とする。
2. 使用月数を計算する場合において、1月未満は1月として計算する。

様式第1号（第4条関係）

伊丹市防災協力農地登録申請書

年 月 日

伊丹市長 様

（申込者）住 所

氏 名

電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

次の農地について、防災協力農地の登録を受けたいので、伊丹市防災協力農地登録制度実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

農地の所在地	現況地目	面積（㎡）	生産緑地	生産緑地以外	権利者の同意欄	用途 （希望する該当番号に○）		
					権利者名	1	2	3
						1	2	3
						1	2	3
						1	2	3

用 途

- (1) 仮設住宅建設用地
- (2) 復旧用資材置場
- (3) 復旧活動多目的用地

※使用については、市が登録者に条件を提示し、承諾を得た場合に限る。

注意 農地に小作権等の権利が設定されている場合は、権利者の同意欄に権利者の署名が必要です。

様式第3号（第5条関係）

伊丹市防災協力農地登録証

年 月 日

様

伊丹市長

1 登録農地の概要

登録番号	所在地	現況	面積（㎡）	用途

用途

- (1) 仮設住宅建設用地
- (2) 復旧用資材置場
- (3) 復旧活動多目的用地

2 登録期間 年 月 日 から 年3月31日 まで

※防災協力農地の使用については、市が登録者に条件を提示し、承諾を得た場合に限る。

様式第4号（第7条関係）

伊丹市防災協力農地登録取消届

年 月 日

伊丹市長 様

（届出者）住 所

氏 名

電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

次の農地に係る防災協力農地の登録を取り消したいので、伊丹市防災協力農地登録制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	農地の所在地	登録期間

様式第5号（第8条関係）

伊丹市防災協力農地使用依頼書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

下記の農地について、

仮設住宅建設用地
復旧用資材置場等
復旧活動多目的用地

として使用する必要が生じました

ので、伊丹市防災協力農地登録制度実施要綱第8条の規定により、依頼します。

記

1 使用を依頼する農地

2 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 土地使用料・補償

4 使用条件

5 その他

使用期間の末日までに原状回復して返還します。

様式第6号（第8条関係）

伊丹市防災協力農地使用承諾書

年 月 日

伊丹市長 様

（登録者）住 所

氏 名

電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付 第 号により依頼のありました、防災協力農地の使用について、下記のとおり回答します。

記

1 回答（いずれか該当するものを○で囲んでください。）

（ 承諾いたします。
承諾いたしません。）

2 内容

登録番号	
所在	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用用途	
使用条件	